

令和5年度

介護保険サービス事業者等及び 障害福祉サービス事業者等 集団指導

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

船橋市 指導監査課

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P24)

3 運営指導等における指摘事例等 (P46)

- ・全サービス共通 (P50)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護 (P65)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P75)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P83)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P93)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P109)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P118)

令和5年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和5年度集団指導では、主に近年の運営指導において確認された指摘事例等をご説明させていただきますので、今後とも適切な事業運営にご協力をお願いします。

本集団指導において説明した内容は、令和6年度介護報酬改定にて変更になる場合があります。

各事業所におかれましては適宜ご確認をお願いいたします。

なお、新たに改正内容が発出された際にはお知らせいたします。

令和5年度集団指導について

受講の流れ

各事業所は、以下の流れに沿って受講してください。

(1) 集団指導（動画）より動画視聴を行ってください。（YouTubeでの視聴。）

※「3 運営指導等における指摘事例等」については、該当サービスの視聴をお願いします。

※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。

(2) その他関連部署からのお知らせを確認してください。

※保健所健康危機対策課による研修動画も必ずご覧ください。

(3) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行ってください。

令和5年度集団指導について

受講確認報告のお願い

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。
訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和5年度集団指導資料等確認報告（指導監査課宛）

URL：https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3835

（動画の概要欄にもURLを記載しております。）

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

指導とは

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

② 運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

※上記のほか、相談時、指定時又は更新時等においても対面等により指導を行います。

令和5年度運営指導重点項目

①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修を定期的実施しているか確認し、その適正化を図る。

また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。

(虐待防止については、令和6年3月31日まで努力義務とする。)

令和5年度運営指導重点項目

②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備してい
るか、研修並びに訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。

業務継続に向けた計画等を策定し、従業者に周知しているか、研修及び訓練を定期
的に実施しているかを確認し、その適正化を図る。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練の実施及び業務継続計画に
ついては、令和6年3月31日までは努力義務とする。)

令和5年度運営指導重点項目

③非常災害対策の強化

消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか、入所施設、通所施設に関しては防災訓練を年2回実施しているか、また、入所施設又は宿泊サービスを伴う通所施設に関しては、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか、また消防用設備の整備状況や点検状況等を確認し、その適正化を図る。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

④報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。
令和3年度報酬改定に伴う利用者への周知、同意の確認、加算が適切に算定されているか確認し、その適正化を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の介護職員等への周知。

⑤個別ケアを推進し、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上

利用者の心身の状況などを踏まえ、計画（居宅サービス計画、個別サービス計画）が作成され、居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性がとられているか、計画は利用者又はその家族への説明及び同意を得ているか、その他必要なプロセスを適切に実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

⑥情報開示（重要事項説明等）の徹底【有料】

サービス提供の開始に当たり、その内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む）について確認し、その適正化を図る。

⑦事故発生防止の対応【有料】

事故の発生・再発防止のための取り組みや、施設内で発生した事故の報告状況について確認し、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

⑧有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下、「有料老人ホーム等」という。）に併設する訪問介護事業所等における適切な介護サービスの提供状況の確認【有料】

有料老人ホーム等に併設する介護サービス事業所（主に訪問介護・通所介護・居宅介護支援）において有料老人ホーム等と介護サービス事業所の双方に従事する職員の兼務状況等の人員基準及び施設サービスと介護サービスの提供区分が明確となっているかを確認し、その適正化を図る。

⑨前回運営指導における改善内容等の確認

船橋市として、2回目以降の運営指導となる事業所については、前回指摘に対する改善内容の定着が図られているかを確認し、その適正化を図る。

運営指導の実施方法の流れ

流れ	内容
① 指導通知	市は、実施日の約1月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前提出資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

監査とは

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱第13条に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ・要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ウ 連合会・保険者からの通報情報

- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

- ・運営指導において確認した情報

法第23条及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条の規定により行った指導において、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。		

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
<p>※監査時の虚偽の答弁が判明した場合には、より重い行政処分等を行う可能性があります。</p> <p>※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。</p>		

行政指導

行政指導とは、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

行政指導とは、行政機関から相手方に「求める」行為なので、役所の調査結果に基づいて一定の事実を不特定多数の方に示すことや相手方の求めに応じて法令の解釈や制度の仕組みを説明するなどの情報提供をするような行為は、通常は「求める」行為に当たらず、行政指導に含まれません。

行政処分

処分とは、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限するものをいいます。

監査結果

過去4年分の監査件数を掲載しています。
昨年度は監査実施件数が0件、うち指導対象となったものが0件でした。

年度	通報・苦情等による監査実施サービス数	左記のうち指導対象サービス数 (勧告・文書指導)
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

適切な事業運営①

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

適切な事業運営②

加算の算定にあたって

新たに加算を算定するにあたっては、必ず事前に利用者へ説明を行い、同意を得てください。説明を行った際には、書面や署名を適切に保管してください。

利用者の同意を得ずに加算を算定していた場合（同意を得るのが遅れていた場合）には、同意を得られていなかった期間が、加算報酬の返還に該当する可能性があります。

指導の形態（有料老人ホーム）

定期検査

定期的に立入検査を実施し、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、指導指針に基づく指導を行います。

随時検査

施設の管理運営、サービス、入居者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が老人福祉法第29条第6項から第11項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関し不当な行為に該当し、若しくはその運営に関し、入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施します。

集団指導

必要な指導の内容に応じ、事業者に向けて、講習等の方法により行います。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保対策を行った上での報告をお願いします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

感染症予防等①

高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは5類に変更となりましたが、当面の間、船橋市に所在する高齢者施設等においては、市と事業者等が連携を図り、早めの感染拡大防止に努める必要があります。

令和5年10月2日以降、保健所への報告基準が変更されておりますので、ホームページをご確認のうえ、該当する場合は下記URLの報告フォームから報告をお願いいたします。

【高齢者施設等】新型コロナウイルス感染症発生時報告フォーム

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3033

【高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について（船橋市ホームページ）】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

感染症予防等②

高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

【社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html

高齢者虐待防止

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかけられないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規を遵守し、近隣住民等の迷惑にならないようご対応お願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ > 平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

船橋市オンライン申請・届出サービス

オンライン申請での申請方法

各種申請・届出等の一部申請等について、「船橋市オンライン申請・届出サービス」を使用しての申請が行えるようになりましたので、ご活用ください。

【船橋市オンライン申請・届出サービス】

<https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/>

【利用できる申請】（令和6年1月現在）

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算に関する届出）
- ・ 変更届
- ・ 更新申請
- ・ 処遇改善加算等の計画書・実績報告書（PDF形式のみ）
- ・ 特定事業所集中減算算定表の提出（紹介率が80%を超えた場合）
- ・ 運営指導に係る資料提出
- ・ メールアドレスの登録・変更
- ・ 被災状況の報告
- ・ 緊急連絡先の登録

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行って下さい。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

処遇改善加算等

介護職員処遇改善加算等のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告については下記市ホームページを確認してください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

申請・届出等⑤

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認下さい。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

届出様式について

令和6年度介護報酬改定によって、届出様式が変更になる場合がございます。

市ホームページに掲載する様式も併せて変更いたしますので、様式をご確認のうえ届出をするようお願いいたします。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



有料老人ホームにおける事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。また、取扱い要領及び報告様式が令和3年4月1日より新しいものになっておりますので、ご確認の上、新様式での報告をお願いします。

【養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける事故報告】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p068845.html

(事故の例)

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

申請・届出等①（有料老人ホーム）

有料老人ホームの変更の手続き【サ高住適用なし】

【有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>有料老人ホームの届出等>有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）

※有料老人ホーム事業変更届の提出が必要な事項 ※老人福祉法第二十九条参照

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
（施設の管理者の氏名及び住所 等）

申請・届出等②（有料老人ホーム）

有料老人ホームの休止・廃止・再開の手続き【サ高住適用なし】

①休止・廃止

有料老人ホームを休止または廃止しようとするときは、休止または廃止しようとする日の1か月前までに事前に届け出る必要があります。

休止、廃止にあたっては、現に入居している者に対する十分な説明及び他施設等への引継ぎ、移行等について、適切な対応をお願いいたします。

なお、休止、廃止に関する届出の様式については、船橋市ホームページには載せておりません。休止、廃止を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

②再開

休止している有料老人ホームを再開する場合は、必ず事前にご相談ください。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、老人福祉法に基づく有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規登録の手順については下記市ホームページをご確認いただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）
（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070740.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【【介護サービス事業者等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



令和6年度介護報酬改定

報酬改定の内容をご確認ください

令和6年度に介護報酬改定があります。

各事業所におかれましては、改定内容について必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

報酬改定の内容については、社会保障審議会（介護給付費分科会）を資料をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

報酬改定に伴い、届出等が必要になる場合もございます。
事業所の加算状況等のご確認も併せてお願いいたします。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P24)

3 運営指導等における指摘事例等 (P46)

- ・全サービス共通 (P50)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護 (P65)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P75)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P83)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P93)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P109)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P118)

資料について①

訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認①

運営指導等における指摘事例

- ・提供しているサービスが居宅サービス計画に位置付いていない。（提供内容が異なる）
- ・居宅サービス計画（主に第3表曜日等）が実際に提供されたサービス計画と一致していない
- ・居宅サービス計画第1表に生活支援サービスが記載されていない

対象のサービス
(該当のスライドをご覧ください。)

居宅サービス計画を確認してください

提供する全てのサービスについて、居宅サービス計画への位置付けが必要です。
また、居宅サービス計画と実際のサービスの提供内容に相違がある場合は、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように介護支援専門員と連携してください。
なお、生活援助算定理由は、1回の提供で「身体介護及び生活援助が混在する場合」であっても記載が必要です。

(居宅サービス基準条例第15条、第17条、地密条例第19条)

2 サービス別資料 22

根拠となる条例等

資料について②

●この資料では以下のとおりとします。●

特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防サービス等も含むものとします。

表記	条例等名称
地密サービス 基準条例	船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）
老福基準条例	船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第58号）
老健基準条例	船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第59号）
居宅サービス 基準条例	船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第60号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老振発第0331005号等）
施設算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
有料指導指針	船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針

資料について③

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、介護保険サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●有料指導指針の性格●

有料指導指針は、有料老人ホーム経営の基本姿勢として入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求めるものであり、有料老人ホーム事業者は、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ、福祉の向上に努めること。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P24)

3 運営指導等における指摘事例等 (P46)

- ・全サービス共通 (P50)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護 (P65)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P75)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P83)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P93)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P109)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P118)

令和6年度より義務化される事項①

令和5年度をもって努力義務期間が終了する事項があります

義務化となる事項

- ①業務継続計画の策定等
- ②衛生管理等
- ③虐待の防止

令和3年度介護報酬改定にて追加された事項について、制度改正から令和6年3月31日までの努力義務期間が設けられておりましたが、令和6年4月1日より義務化となり、以降に各事項が実施されていない場合には指導対象となります。

各事項の実施状況についてご確認ください

次ページより、令和6年4月1日より義務化される各事項について説明いたします。事業所管理者又は運営法人において、当該事項の実施状況をご確認いただき、実施されていない事項については早急に準備を進めてください。

令和6年度より義務化される事項②

①業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

補足（業務継続計画に記載する内容）

イ 感染症に係る業務継続計画	ロ 災害に係る業務継続計画
a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
b 初動対応	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	c 他施設及び地域との連携

令和6年度より義務化される事項③

②衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

補足

- ・委員会の構成員について、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

令和6年度より義務化される事項④

③虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

補足①

- ・委員会の構成員について、管理者を含む幅広い職種で構成する。（構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。）
- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・担当者は、委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和6年度より義務化される事項⑤

補足②（虐待の防止のための委員会及び指針の内容）

委員会	指針
イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する こと	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考 え方
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する こと	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組 織に関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関 すること	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基 本方針
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告 できる体制整備に関すること	ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関 する基本方針
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、 市町村への通報が迅速かつ適切に行われ るための方法に関すること	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体 制に関する事項
ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因 等の分析から得られる再発の確実な防止 策に関すること	ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事 項
ト 上記の再発の防止策を講じた際に、そ の効果についての評価に関すること	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する 事項
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関 する事項
	リ その他虐待の防止の推進のために必 要な事項

(地密サービス基準条例第42条の2・老福基準条例第40条の2
老健基準条例第40条の2)

令和6年度より義務化される事項⑥

委員会・研修・指針一覧表

		(地密)特養/老福	老健	短期入所生活介護	短期入所療養介護	(看護)小規模	GH	(地密)特定施設	有料
身体拘束	委員会	3か月に1回	3か月に1回	—	—	—	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	研修	年2回、新採時	年2回、新採時	—	—	—	年2回、新採時	年2回、新採時	定期的
	指針	要	要	—	—	—	要	要	要
BCP	研修	年2回、新採時	年2回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年2回、新採時	年2回、新採時	定期的
感染症・災害	訓練	年2回	年2回	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回	定期的
感染症	委員会	※3か月に1回	※3か月に1回	6か月に1回	6か月に1回	6か月に1回	6か月に1回	6か月に1回	6か月に1回
	研修	※年2回、新採時	※年2回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年2回、新採時	年2回、新採時	定期的
	訓練	年2回	年2回	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回	定期的
	指針	要	要	要	要	要	要	要	要
虐待	委員会	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的
	研修	年2回、新採時	年2回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年1回、新採時	年2回、新採時	年2回、新採時	定期的
	指針	要	要	要	要	要	要	要	要
事故	委員会	定期的	定期的	—	—	—	—	—	定期的
	研修	年2回、新採時	年2回、新採時	—	—	—	—	—	定期的
	指針	要	要	—	—	—	—	—	要
防災訓練	避難訓練	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)	年2回(1回夜間)
	消火訓練	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	通報訓練	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数	消防計画に定めた回数
設備点検	総合点検	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	機器点検	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)	年2回(6か月毎)

※特養・老健は食中毒含む

令和6年度より義務化される事項⑦

経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務に関する考え方が示されました。

「厚生労働省 情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について（介護保険最新情報Vol. 1169）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>

注意事項（通知より）

- ・当該通知は管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種（介護職員等）を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示されたものではない。
- ・管理者がテレワークを行い、事業所を不在とする場合であっても、運営基準上定められた管理者の責務を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。
- ・第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

勤務場所が適切か検討してください。
（自宅、テレワークスペース等）

資格者証等の整備①

運営指導等における指摘事例（不十分な資格者証等の保管）

- ・介護福祉士の適切な資格証等を備えていない事例が散見

⇒介護福祉士：登録証の交付を受けることが必要

「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 資格登録」

<https://www.sssc.or.jp/touroku/>

- ・喀痰吸引等のサービス提供を行う場合

⇒事業所：都道府県に登録を行うことが必要

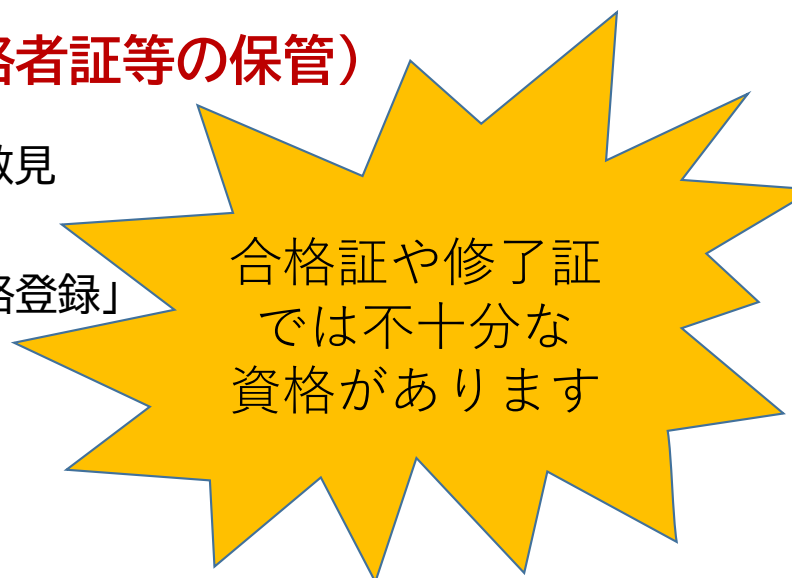
「千葉県 喀痰吸引等を実施する事業者の登録（介護サービス）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/kakutanntouroku.html>

従業者：認定特定行為業務従業者認定証の交付が必要

「千葉県 介護職員の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>



合格証や修了証
では不十分な
資格があります

資格者証等の整備②

運営指導等における指摘事例（不十分な資格証等の保管）

- ・三科目主事による生活相談員の資格者証が適切でない事例（例：成績証明書のみ）
⇒三科目主事：履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、本人が雇用先に提示することで証明

「厚生労働省 社会福祉主事任用資格の取得方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

資格者証等の整備③

事業所にて保管している資格証等は適切かご確認ください。

従業員の資格者証が適切なものであるか、再度ご確認ください。前述した事例に該当した場合、「管理者の責務」又は「記録の整備」若しくはその両方の運営基準違反に該当する可能性があります。

補足①（管理者の責務）

事業所の管理者は、当該指定事業所の従業員及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

補足②（記録の整備）

指定事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

ハラスメント対策の強化①

運営指導等における指摘事例（ハラスメント対策の未整備）

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が講じられていなかった。
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった。

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

他法令上も体制整備が義務となっております。

例）・男女雇用機会均等法（第11条）

・労働施策総合推進法（第30条の2、第30条の3）

ハラスメント対策の強化②

事業主が講じることが望ましい取組について

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

処遇改善加算等

運営指導等における指摘事例（特別な事情に係る届出書の提出忘れ）

前年度における処遇改善実績報告書を提出する際に、前年度途中より職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行った旨の「特別な事情に係る届出書」が提出された。

本来は、適切な労使の合意によりやむを得ない理由で、職員の賃金水準を引き下げることが決定した時点でご提出いただく必要があるため、処遇改善加算等の算定要件を満たさなくなる可能性がある。

他市にも忘れずにご提出ください

職員の賃金水準を引き下げることが決定した際には、他市を含む各自治体へ「特別な事情に係る届出書」を必ず提出すること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol. 1133）】

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

事故報告書の提出

事故報告書の未提出（運営指導での指摘事項）

報告が必要な事故のうち、市への報告がされていないものがあった。

市への報告が必要な事故について

報告の範囲は以下のとおりですが、報告の範囲外のケースであっても必ず記録にとどめてください。詳細はホームページをご確認ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
- (2) 利用者の離脱（徘徊・行方不明）
- (3) 食中毒、感染症及び結核の発生
- (4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する運営規程の概要（重要事項に関する規程の概要）、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。」

○「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった (運営指導での指摘事項)

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

○「非常災害に関する具体的計画」とは

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画です。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとされています。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

(地密サービス基準条例第104条
第130条、第204条で準用する第104条)

非常災害対策

非常災害対策に関する計画を周知していなかった (運営指導での指摘事項)

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

○「非常災害に関する具体的計画」とは、
 消防法施行規則第3条に規定する地震等の災害に対処するための消防業務の実施は、消防法第8条の規定により、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

運営推進会議等を活用し、計画の周知や、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが重要です。

(地密サービス基準条例第104条
 第130条、第204条で準用する第104条)

看取り介護加算①

よくある質問と回答

死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合、事業所内で看取り介護を直接行っていた日数で、かつ、45日以内等の要件該当期間については、看取り介護加算を算定できるとなっているが、この場合の「自宅へ戻ったり」「医療機関へ入院したり」は、契約継続が前提なのでしょうか。

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑨看取り介護加算は、利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、事業所において行った看取り介護を評価するものである。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、事業所において看取り介護を直接行っていない退去した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。

看取り介護加算②

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。

回答

看取り介護加算の考え方は、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護加算②

考え方：地密算定基準第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得る必要がある。

退去等をした後の算定を想定しており、契約の継続性によらないものといえる。

回答

看取り介護加算の考え方は、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護の実施にあたっては、看取りに関する指針が定められていることが必要です。医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等に対して、説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての同意が必要となります。

介護費の算定

よくある質問と回答

登録日と登録終了日について、定義を知りたい。

回答：地密算定基準第2の5（1）より

①算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

介護費の算定

よくある質問と回答

登録日と登録終了日について、定義を知りたい。

回答：地密算定基準第2の5（1）より

①算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が（看護）小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

登録者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

事故発生の防止及び発生時の対応①

事故の発生又はその再発を防止するための措置

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知の徹底
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施
- (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の配置

事故発生の防止及び発生時の対応①

事故の発生又はその再発を防止するための措置

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知の徹底
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施
- (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の配置

短期入所生活介護の基準では、事故発生の防止に関する内容は定められていません。
ただし、今般、短期入所生活介護のサービス提供中の事故及び事故対応に関してトラブルになるケースが多く見受けられますので、事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが望まれます。

事故発生の防止及び発生時の対応②

留意事項等

事故に関して、指針を整備し、事実の報告、改善のための方策を定め、従業者に周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものです。

想定される具体的な取組の流れは以下のとおりです。

- ①介護事故等について報告するための様式を整備する
- ②従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告する
- ③事故発生防止のための委員会において、②により報告された事例を集計、分析する
- ④事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する
- ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する
- ⑥防止策を講じた後に、その効果について評価する

(老福基準条例第41条第1項、地密サービス基準条例第191条で準用する第177条第1項)

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。」

○「その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営
 指摘事項となった事例
 規程（施設併設の短期入所生活介護での事例）提供の開始について入所申込者の
 れる重
 同意
 介護老人福祉施設の重要事項説明書には、第三者評価の実施状況に
 ついて記載があるが、併設の短期入所生活介護の重要事項説明書には、
 第三者評価の実施状況の記載がなかった。サービスの第三者評価の実施状況（実施
 の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入
 所申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

栄養マネジメント強化加算①

算定要件等について（管理栄養士等の配置要件）

- 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置すること。給食管理を行う常勤の栄養士を1名以上配置する場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置すること。

留意事項等

- ①調理業務の委託先において配置される(管理)栄養士の員数等は、管理栄養士等の配置要件には勘案されない。
- ②入所者の数から必要な管理栄養士の員数（入所者の数を50または70で除して得た数）を算定する際は小数点の切り上げ/切り捨ては行わず、計算結果の実数を用いる。
- ③併設短期入所生活介護の利用者数は、入所者の数には含まない。

栄養マネジメント強化加算②

算定要件等について（リスク評価、栄養管理等）

- ・ 低栄養状態にある（又はそのおそれがある）入所者に対して、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ・ 低栄養状態にある（又はそのおそれがある）入所者以外に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応すること。

留意事項等

栄養ケア・マネジメントの実務（リスク評価、栄養管理等）については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）第4に基づき行うこと。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P24)

3 運営指導等における指摘事例等 (P46)

- ・全サービス共通 (P50)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護 (P65)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P75)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P83)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P93)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P109)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P118)

変更届出書の提出①

運営指導等における指摘事例（変更届出書の提出）

- ・ 介護支援専門員を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった。
- ・ 協力医療機関を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった。

変更届出書は、原則として変更後10日以内の提出が必要

変更内容にもよりますが、原則として変更後10日以内に変更届出書を提出する必要があります。

（参考）

「介護老人保健施設の開設許可に係る届出（変更届出等）」

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 施設サービス事業者の指定・届出 > 介護老人保健施設の開設許可に係る届出（変更届出等）

変更届出書の提出②

変更届出書の提出が必要な項目

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
4. 登記事項証明書又は条例等（当該開設許可に係る事業に関するものに限る）
5. 併設する施設の概要
6. 施設の管理者の氏名
（※管理者の変更は別で「管理者承認申請」が必要です。）
7. 施設の管理者の婚姻等による氏名変更、または住所変更
8. 運営規程
（※従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分は開設許可事項変更申請となります。）
9. 協力医療機関等
（※協力病院を変更する場合は開設許可事項変更申請となります。）
10. 介護支援専門員の氏名およびその登録番号
11. 介護支援専門員の婚姻等による氏名変更

変更届出書の提出②

変更届出書の提出が必要な項目

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職。

4. 変更にあたり事前協議や、他書類の提出が必要な項目がありますので、必ずホームページをご確認ください。

6. 建物の改修等による構造設備等の変更や、管理者の変更等については、開設許可事項の変更申請や管理者承認申請を行う必要があります。

8. 1月前までに申請書を提出する必要があることから、早めに当課へご相談ください。

9. 協力医療機関等

(※協力病院を変更する場合は開設許可事項変更申請となります。)

10. 介護支援専門員の氏名およびその登録番号

11. 介護支援専門員の婚姻等による氏名変更

身体的拘束等の適正化

運営指導等における指摘事例（身体的拘束等の適正化）

身体的拘束等を行うにあたり、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況の記録が不十分のものがあった。

また、身体的拘束等を行う期間が設定されていないものがあった。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、記録を残すことが必要

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、医師が診療録に記載することが必要です。

また、身体的拘束等を行う期間を設定することが必要です。

【介護老人保健施設のみ】

身体的拘束等の対象者がいない場合も、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）、指針の整備及び定期的な（年2回以上・新規採用時）研修を実施し、委員会や研修については実施記録を残すことが必要。

認知症ケア加算①

概要

認知症ケア加算の要件のうち、ご留意いただきたい点について記載しております。

認知症ケア加算算定時の留意事項①

1. デイルームを設けること

認知症専門棟に、療養室以外の生活の場として入所定員1人当たりの面積が2㎡以上のデイルームを設けること。

2. 家族介護教室を設けること

認知症専門棟に、認知症の入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、面積30㎡以上のものを設けること。

上記の場所に物が置かれ、実質倉庫となっているケースがあるため、常に使用できる状態にしておく必要があります。

認知症ケア加算②

概要

認知症ケア加算を算定する場合にご留意いただきたい点について記載しております。

認知症ケア加算算定時の留意事項②

3. 介護保健施設サービスを行う単位ごとの入所者の数について、10人を標準とすること

4. 介護保健施設サービスの単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること

<解釈通知より>

認知症専門棟における介護職員等の配置については次の配置を行うことを標準とする。

- ・ 日中については利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること
- ・ 夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事

する職員として配置すること

入所者ごとの単位を設定せず、認知症専門棟の全入所者に対し、認知症専門棟の全職員がケアに入っているケースがあるため、入所者10人に対し固定した職員の配置を標準とし、上記要件を満たすこと。

夜勤職員の配置①

夜勤職員の配置

	入所者等の数 (※1)	夜勤を行う看護職員または介護職員の数
認知症専門棟以外	—	2人以上 (入所者等の数が40以下で、常時、緊急時連絡体制を整備している場合は、1人以上)
認知症専門棟	—	20人に1人以上が標準
夜勤職員配置加算(※2)	41以上	20:1以上、かつ2を超えている
	40以下	20:1以上、かつ1を超えている

(※1) 入所者等の数＝短期入所の利用者数＋入所者数

(※2) 認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の場合にあっては、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで配置基準を満たさなければならない。

夜勤職員の配置②

夜勤職員の配置例①

例) 入所者数90人(認知症専門棟40人、認知症専門棟以外50人)

- ・夜勤職員配置加算を算定していないとき

①認知症専門棟には以下の人員配置が必要です。

「20人に1人が標準」が要件であるため、 $40 \div 20 = 2$ 人(標準)

②認知症専門棟以外には以下の人員配置が必要です。

2人以上

→①、②の配置をそれぞれ満たし、計4人以上の人員配置が必要です。

夜勤職員の配置③

夜勤職員の配置例②

例) 入所者数90人(認知症専門棟40人、認知症専門棟以外50人)

・夜勤職員配置加算を算定しているとき

①認知症専門棟には以下の人員配置が必要です。

「20:1以上、かつ1を超えている」が要件であるため、 $40 \div 20 = 2$ 人

②認知症専門棟以外には以下の人員配置が必要です。

「20:1以上、かつ2を超えている」が要件であるため、 $50 \div 20 = 2.5 \rightarrow 3$ 人

→①、②の配置をそれぞれ満たし、計5人以上の人員配置が必要です。

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

運営指導の指摘事例① (変更届の提出)

協力医療機関を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった (運営指導の指摘事例)

以下に該当する場合、変更届の提出が必要となります。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・ 事業所（施設）の名称及び所在地
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要等
- ・ 管理者の氏名、管理者の婚姻等による氏名変更または住所変更
- ・ 運営規程（利用料その他費用の額、利用定員、サービス提供時間等）
- ・ 協力医療機関等
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号、介護支援専門員の婚姻等による氏名変更

運営指導の指摘事例① (変更届の提出)

協力医療機関を変更していたものの、変更届出書の提出がなかった (運営指導の指摘事例)

以下に該当する場合、変更届の提出が必要。

変更届の提出が必要な主な事項

- ・ 変更にあたり事前に相談が必要な事項もありますので、以下ホームページを必ずご確認くださいませよう願いたします。
- ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・ 建築物の構造概要及び平面図並びに設備の概要等
- ・ 管
- ・ **○変更届 (入居・入所系サービス)**
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html
- ・ トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 変更届 (入居・入所系サービス)
- ・ 協力医療機関等
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号、介護支援専門員の婚姻等による氏名変更

運営指導の指摘事例②（その他）

**利用者の被保険者証に、入居の年月日及び入居している指定特定施設の名称が記載されていなかった
（運営指導の指摘事例）**

被保険者証の更新時にも記載漏れのないようにご注意ください。

**苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならないが、記録のないものがあつた
（運営指導の指摘事例）**

苦情処理体制の整備や、苦情対応の記録の整備の徹底をお願いします。

立入検査の指摘事例①（職員健康診断）

職員採用時における健康診断を実施していなかった （立入検査の指摘事例）

有料指導指針7（3）

「職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。」

健康診断は労働安全衛生法により実施が義務付けられています

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 雇入時の健康診断 | ：雇入れの際 |
| 定期健康診断 | ：1年以内ごとに1回 |
| 特定業務従事者の健康診断 | ：特定業務従事者（夜勤等）は、配置替えの際及び
6か月以内ごとに1回 |

※これらの他、給食従事員の検便等も必要です。

立入検査の指摘事例②（極度額の設定）

入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合の極度額が設定されていなかった（立入検査の指摘事例）

有料指導指針12（2）七

入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。

民法の改正により「極度額の定めのない個人の根保証契約」は無効に

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日から施行され、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でない個人保証契約では極度額を定めなければその効果を生じないものとされることから、連帯保証人を付帯する賃貸借契約においても「極度額」を記載することが必要となります。

参考：法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

立入検査の指摘事例③（非常災害対策）

夜間もしくは夜間想定の訓練が実施されていなかった 定期的に避難、救出その他必要な訓練が実施されていなかった （立入検査の指摘事例）

有料指導指針 8（6）

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう（略）

避難・消火訓練は年2回以上 避難訓練のうち1回以上は、夜間（夜間想定）訓練を実施すること

避難訓練：年2回以上（うち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練）

消火訓練：年2回以上

※その他訓練については所管の部署に確認のうえ適切に実施してください。

立入検査の指摘事例③（非常災害対策）

夜間もしくは夜間想定の訓練が実施されていなかった
定期的に避難、救出その他必要な訓練が実施されていなかった
（立入検査の指摘事例）

有料指導指針 8（6）

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する例年複数の施設で確認されている事例のため、再確認・徹底をお願いします。

避難・消火訓練は年2回以上
避難訓練のうち1回以上は、夜間（夜間想定）訓練を実施すること

避難訓練：年2回以上（うち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練）

消火訓練：年2回以上

※その他訓練については所管の部署に確認のうえ適切に実施してください。

立入検査の指摘事例④（委員会・研修の未実施）

各種委員会、研修を適正に実施できていなかった （立入検査の指摘事例）

有料指導指針や居宅サービス基準条例（特定施設運営基準）にて定められている委員会、研修の実施について、実施頻度が不足している事例や、議事録等の記録に不備がある事例がありました。

主な事例について

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が実施されていなかった。

⇒身体拘束の対象者がいない場合や、施設の方針として身体拘束の実施を想定していない場合でも、委員会・研修を実施する必要があります。

身体的拘束等適正化と虐待防止の委員会（研修）を連続して実施した場合において、一方の記録が残っていない事例があった。

⇒複数の委員会（研修）を連続して実施することは差支えありませんが、記録上、両方を実施したことを明確にする必要があります。

立入検査の指摘事例④（委員会・研修の未実施）

各種委員会・研修の実施頻度

		住宅型（サ高住含む）	介護付き（特定施設）
BCP	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	訓練	定期的に	年2回以上
感染症	委員会	6月に1回以上	6月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
虐待防止	訓練	定期的に	年2回以上
	委員会	定期的に	定期的に
身体拘束適正化	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	委員会	3月に1回以上	3月に1回以上
事故防止	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	委員会	定期的に	
	研修	定期的に	

※定期的に＝少なくとも年1回以上

立入検査の指摘事例④（委員会・研修の未実施）

各種委員会・研修の実施頻度

		住宅型（サ高住含む）	介護付き（特定施設）
BCP	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
	訓練	定期的に	年2回以上
感染症	委員会	6月に1回以上	6月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
虐待防止	委員会	定期的に	定期的に
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
身体拘束適正化	委員会	3月に1回以上	3月に1回以上
	研修	定期的に	年2回以上、新規採用時
事故防止	委員会	定期的に	
	研修	定期的に	

住宅型有料老人ホームの場合でも、介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）に準じて高頻度で実施できるように努めてください。

※定期的に＝少なくとも年1回以上

立入検査の指摘事例⑤（土地・建物の賃貸借契約）

土地・建物の所有者と有料老人ホームの設置者間の賃貸借契約に不備があった（立入検査の指摘事例）

土地・建物の所有者との賃貸借契約では、入居者の居住の継続を確実なものとするため、有料指導指針において必要な事項が定められています。（次ページ以降に掲載）

開設時には不備が無い場合でも、契約更新により、新たな賃貸借契約書に不備が生じている事例がありました。

現在の契約関係を改めて確認し、更新時等においても必要事項の抜けがないようお願いします。

立入検査の指摘事例⑤（土地・建物の賃貸借契約）

土地・建物の所有者と有料老人ホームの設置者間の賃貸借契約の留意事項 （有料指導指針より抜粋）

借地の場合

「有料老人ホーム事業のための借地であること」及び「土地の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨」を契約上**明記**すること。

建物の**登記**をするなど法律上の対抗要件を具備すること。

入居者との入居契約期間の定めがない場合には、借地借家法第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は**30年以上**であることとし、**自動更新**条項が契約に入っていること。

無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。

設置者による**増改築の禁止特約がない**こと、又は増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を与える旨の条項が契約に入っていること。

賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。

相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合であっても、**契約が新たな所有者に承継**される旨の条項が契約に入っていること。

借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。

立入検査の指摘事例⑤（土地・建物の賃貸借契約）

借家で、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合

「有料老人ホーム事業のための借家であること」及び「建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨」契約上明記すること。

無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。

賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。

相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。

建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。

入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、建物の優先買取権が契約に定められていることが望ましいこと。

入居者との入居契約期間の定めがない場合には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間（極端に短期間でないこと。）を定めた自動更新条項が契約に入っていること。

入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。

立入検査の指摘事例⑤（土地・建物の賃貸借契約）

借家で、入居者との入居契約の契約期間の定めがある場合

「有料老人ホーム事業のための借家であること」及び「建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨」契約上明記すること。

無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。

賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。

相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。

建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。

定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。

参考資料・通知等

有料老人ホーム運営における参考資料・通知等

- ・「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」
(高齢者住まい事業者団体連合会)
- ・「高齢者向け住まい事業者の外付けサービスの適正な活用チェックリスト」
(高齢者住まい事業者団体連合会)
- ・「身体拘束ゼロの手引き」 (厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)
- ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」
(平成23年8月国土交通省住宅局)
- ・「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」
(平成18年厚生労働省告示第266号)

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 運営指導等における指摘事例等（P46）

- ・全サービス共通（P50）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P65）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P75）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P83）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P93）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P109）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P118）

介護報酬の請求について

概要

国保連合会では、毎月、サービス提供事業者からの請求情報、居宅介護支援事業者からの給付管理票、そして保険者からの受給者台帳情報により、介護報酬の審査・支払いを行っております。

近年、請求誤りによる過誤申立や国保連での審査エラーによる返戻の相談件数が増加しています。介護報酬の請求事務にあたりましては、**各事業者においての請求前確認の徹底**をお願いいたします。

なお、過誤調整を行う場合は、指定の過誤申立書を、各月期日までに市に提出してください。

〈過誤申立様式〉

(介護給付費過誤申立書／過誤申立書 (総合事業用))

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p012831.html>

請求事務に係る留意事項

- ✓ 国保連の審査で使用する保険者の受給者台帳情報は、前月末時点の情報です。
(例) 12月に11月の要介護状態の認定結果が出た場合、その要介護区分の情報は12月審査で国保連の使用する受給者台帳情報には登録されません。
- ✓ 介護保険料滞納による「**給付額の減額**」及び「**支払い方法の変更**」適用中の利用者については、利用者負担等が通常と異なります。サービス提供前に利用者「被保険者証」や「負担割合証」の提示を求める等により、利用者情報を確認いただきますようお願いいたします。

負担限度額認定について

概要

介護保険施設やショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した場合の食費・居住費（滞在費）は利用者負担となりますが、低所得の人のサービス利用が困難とならないよう、食費・居住費等については負担限度額が設けられています。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として介護保険給付から給付します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈介護保険施設での食費・居住費（滞在費）の軽減について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010098.html>

負担限度額認定申請に係る留意事項

- ✓ 認定の有効期間は申請のあった月の1日まで遡ることができます。サービス提供にあたっては、事前に「負担限度額認定証」により「適用開始日」等の確認をお願いします。
- ✓ 負担限度認定者が生活保護を廃止した場合、以降の負担限度認定には改めて介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 年度途中で市民税の修正をした場合、修正後の課税状況で審査するには、修正後に介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 負担限度認定者が転居により、保険者が変更になった場合、保険者ごとに申請が必要です。

負担限度額認定について

対象となる人（市への申請が必要です）

次のすべてに該当する人

◆市民税非課税世帯に属していること

（ただし、住所が異なる配偶者※1が市民税課税である場合には対象外です。）

◆預貯金等※2の金額が、次の表の要件を満たすこと

利用者負担段階		預貯金等の金額（65歳以上）
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 （配偶者と合わせて2,000万円以下）
第2段階	年金収入額※3とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下	650万円以下 （配偶者と合わせて1,650万円以下）
第3段階①	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	550万円以下 （配偶者と合わせて1,550万円以下）
第3段階②	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超	500万円以下 （配偶者と合わせて1,500万円以下）

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1,000万円以下（配偶者と合わせて2,000万円以下）

※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。

※2 有価証券や現金（タンス預金）等も含みます。

※3 年金収入額は、非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。

負担限度額認定について

負担限度額および基準費用額（1日あたり）

		食費		居住費			
		介護保険施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※		1,445円		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
利用者負担段階	第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	第2段階	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
	第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階②	1,360円	1,300円				

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

社会福祉法人等による利用者負担額減額措置

概要

低所得者で特に生計が困難な利用者のサービス利用料の負担を軽減するための制度です。減額の対象となった人について、事業者が減額を行います。

減額を行った事業者に対しては、減額した費用の1年間の合計が一定の金額以上になった場合は公費から補助金を交付します。

〈社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010099.html>

減額措置対象事業者

社会福祉法人または地方公共団体（市町村など）が直営する事業者で市に対して軽減措置を行うことを申し出た事業者。

対象サービス

当該社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームにおける
・介護老人福祉施設費 ・短期入所生活介護費（ショートステイ）
※食費・居住費（滞在費）についても対象です。

減額の対象者

世帯全員が市民税非課税で、次のすべてに該当する人

- ◆日常生活に供する資産（居住のための土地・家屋）以外に活用資産がない
- ◆市民税課税者に扶養されていない
- ◆介護保険料を滞納していない
- ◆年間収入が単身世帯で150万円（世帯人数が1人増えるごとに+50万円）以下
- ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯人数が1人増えるごとに+100万円）以下
- ◆負担限度額（施設の食費・居住費の軽減）の認定者である

高額介護（介護予防）サービス費

概要

利用者が同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担の世帯合計額が利用者負担上限額を超えた場合、申請により超えた部分を支給します。

なお、総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した分が該当した場合は、「高額介護予防サービス費相当事業費」として支給します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈高額介護サービス費について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010101.html>

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

概要

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内で、**医療保険および介護保険の両制度における自己負担の合計額**（毎年8月～翌年7月までの総額）が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

・自己負担額の合計額とは

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費等の適用を受けた後の自己負担の合計額。

※ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

〈高額医療・高額介護合算制度について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010102.html>

船橋市利用者負担助成制度

概要

対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額（保険給付分）の4割を助成し、利用者負担軽減及び居宅サービスの利用促進を図るための制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。

〈利用者負担助成制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010100.html>

対象となるサービス

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○訪問入浴介護 ○通所介護
- 通所リハビリテーション ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○福祉用具貸与
- 夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症訪問支援サービス ○地域密着型通所介護
- 介護予防訪問型サービス ○介護予防生活支援サービス ○介護予防通所型サービス
- 介護予防運動機能向上デイサービス ○介護予防ミニデイサービス

〈対象となるサービスに介護予防がある場合は、それらも対象になります〉

対象となる人（市への申請が必要です。）

次のすべてに該当する人

- ◆年間収入が単身世帯で150万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+50万円）
 - ◆預貯金等が単身世帯で350万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+100万円）
- ※生活保護や給付制限（保険料滞納者への措置）を受けている人は**助成対象外**です。

介護保険サービスの暫定利用について

概要

介護保険の要介護状態区分の判定には、通常1ヶ月程度いただいております。

しかしながら、利用者の状態像によっては、認定結果を待つことなくサービスの利用が必要となるケースもあることから、認定の決定前であっても暫定ケアプランを基に介護（予防）サービスの利用が可能となっております。

認定結果が非該当になった場合の問題等もありますが、急を要する場合は、本人・家族等の意向を踏まえて、介護保険制度の説明を十分に行っていただいたうえで、サービスの暫定利用をご検討いただきますようお願いいたします。

留意事項

- ✓ 要介護認定を申請した被保険者から暫定でのサービス利用について依頼があった場合、例えば、当該被保険者が明らかに要支援認定になると見込まれるときには、担当地域包括支援センターに暫定ケアプランの作成を依頼するなど、利用者が介護保険サービスの暫定利用ができるよう連絡・調整にご協力をお願いいたします。
- ✓ 暫定でサービスを利用する場合は、仮に認定が異なった場合を想定し、介護予防サービス及び介護サービスの両方の指定を受けている事業者にサービス提供を依頼するなど、利用者へ適切に給付がなされるよう、ご対応をお願いいたします。

〈参考：平成18年4月改定関係Q&A（vol.2） 問52〉

介護保険サービス 入所・入居系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P24)

3 運営指導等における指摘事例等 (P46)

- ・全サービス共通 (P50)
- ・認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護 (P65)
- ・(地域密着型)介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P75)
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P83)
- ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P93)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P109)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P118)

障害者差別解消法について

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。
ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【出典：厚生労働省「障害者差別解消法リーフレット」より】

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

障害福祉サービス利用者は、介護保険のサービスへスムーズに切り替え頂けるよう、要介護認定の申請を65歳の誕生日及び特定疾患に該当する方の40歳の誕生日の3か月前から受付けております。

計画相談員の役割（1）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し
介護移行後に利用するサービス調整を行う

①介護保険のサービス移行へ向けた確認

対象者の「自分でできること」と「支援が必要なこと」について本人、家族と確認してください。

②居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの相談、職員と対象者との面談

障害福祉課から案内の送付を目安に、居宅介護支援事業所ないし対象者の居住地所管の地域包括支援センターに介護移行後のサービス利用について相談してください。

- 要介護1～5 居宅サービス計画 居宅介護支援事業所が作成 ⇒居宅介護支援事業所へ相談
 - 要支援1～2 介護予防サービス計画 包括支援センターが作成 ⇒地域包括支援センターへ相談
- ※介護度によってケアプランの作成者が異なるため、身体の状態に応じて相談先も異なります。

どちらに相談すべきか判断に迷う場合などは、まずお電話でご相談ください。

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

計画相談員の役割（2）

介護保険ケアマネージャーとの連携

①介護保険のケアマネージャーへの引継ぎ

本人に了承を得たうえで、利用する居宅介護支援事業所等のケアマネージャーに対し、本人の状況や利用中の障害福祉サービスについて記載のサービス等利用計画の情報提供し、**適切な引継ぎ**をお願いいたします。

②介護保険のサービスと併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による介護給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解が生じないように、適切なご案内をお願いいたします。

介護移行後の利用サービスの調整にあたり、介護保険のサービスに移行するものと、引き続き障害福祉サービスを利用するものについて、本人や家族、ケアマネージャーと共に整理・振り分けをお願いいたします。

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

障害福祉サービス

介護保険のサービスへの移行に向けた確認

《介護保険課・地域包括支援センター、対象者との介護保険サービス利用に向けた調整》

本人・家族と一緒に実際に現在利用している障害福祉サービスから介護保険のサービスに移行するものと、引き続き障害福祉サービスを利用するもの（訓練等給付・同行援護等）との整理・振り分けを行います。

介護保険のサービスへ移行する障害福祉サービスの利用は誕生日の2日前まで

～64歳

65歳到達
3か月前

65歳

介護保険のサービス

★要介護認定の申請

本人・家族の他に地域包括支援センターや居宅介護事業所からの代理申請も可能

〈介護認定までの流れ〉

①訪問調査

調査員による対象者、家族からの聞き取り調査。自宅で実施します。

②主治医意見書

市役所より直接医療機関に作成依頼。
※受診が必要な場合があります。

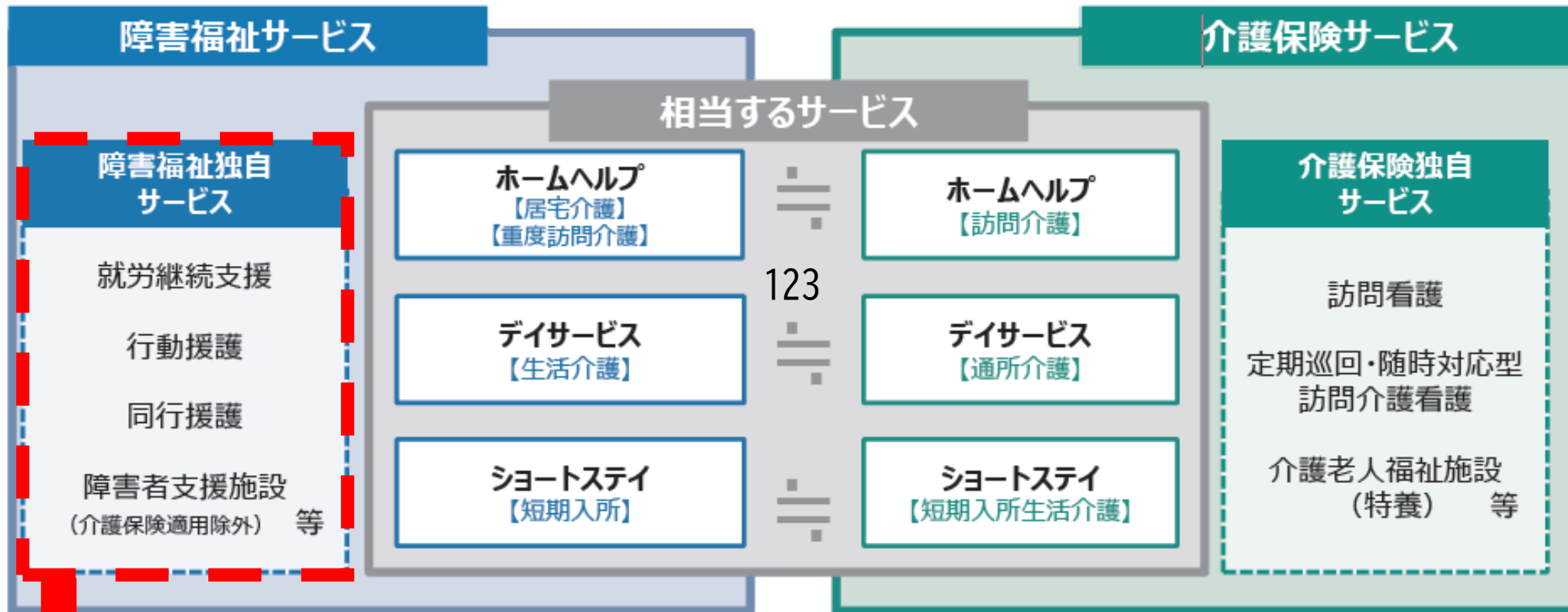
③介護認定

審査会により要介護度が決定される。認定までには1～2か月ほど時間がかかります。

介護保険のサービスの利用は誕生日の前日から

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

- 障害福祉制度と介護保険制度においては、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、障害福祉サービスに類似する（「相当する」）介護保険サービスがある場合には、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。



介護保険のサービスに移行後も相当するサービスがない場合は、引き続き障害福祉サービスの利用が可能です。

資料等確認報告について

以上で、令和5年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。
資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

URL : https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3835

ご視聴いただき、ありがとうございました。